

岩手県告示第 673 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 18 年 5 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 紫波郡矢巾町大字西徳田第一地割字沼田 73 番 1 の一部、82 番 1、91 番 1、100 番 1、120 番の一部、140 番の一部、160 番 1 の一部、175 番 1 の一部、181 番 1 の一部、183 番 1、186 番 1 の一部及び 187 番 1、大字西徳田第二地割字上谷地 1 番 1、26 番 1、36 番 3、54 番 1 の一部、84 番 1 の一部、92 番 1、93 番、94 番 1、98 番 1、120 番 1、121 番、220 番 1、224 番 1 の一部、229 番、233 番 2 及び 234 番 1 並びに大字東徳田第四地割字上谷地 46 番 1、55 番、65 番 1、73 番 1、73 番 2、77 番 1、121 番 1、158 番 1、158 番 4 及び 169 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市内丸 19 番 1 号 学校法人岩手医科大学